

## 銚田市飲食推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響で集客が落ち売上が減少した飲食事業者等の経営を安定化させるため、銚田市内で飲食物を提供する飲食業者等に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて、銚田市補助金等交付規則(平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 飲食店 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条に規定する許可を得た事業者で、飲食店(主として客の注文に応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる店)を営む小規模事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する小規模事業者)又は個人事業主をいう。

(2) 飲食事業者等 飲食店及び市長が特に必要と認めた事業者及び団体をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる補助対象事業者は、飲食事業者等で、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 銚田市内に店舗を有する者で、銚田市商工会会員であること。

(2) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(銚田市暴力団排除条例(平成23年銚田市条例第13号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)

(2) 代表者又は役員のうち暴力団員(銚田市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者があるもの

(3) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助金の額は、次に掲げる額とする。

(1) 店舗内で提供した飲食分の会計について、2分の1の額かつ5,000円を上限とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(2) 1事業者の補助金の額は30万円を限度とし、予算の範囲内において交付するもの

とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、銚田市飲食推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 登録申込書(様式第2号)
- (2) 飲食物のメニュー表
- (3) 営業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その目的及び内容が適正であるかどうか調査し、補助の可否について決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、銚田市飲食推進事業補助金交付・不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は前条第1項の規定による補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 前条第1項の規定による補助金の交付の決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の事業計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 規則及びこの告示を遵守すること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

(変更の承認等)

第8条 第6条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに銚田市飲食推進事業変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)(以下「変更等承認申請書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更等承認申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、銚田市飲食推進事業変更・中止・廃止承認通知書(様式第5号)

により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業の完了した日(前条第2項の規定による中止又は廃止の承認を受けたときは当該承認日。)から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、銚田市飲食推進事業実績報告書(様式第6号)(以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 売上台帳(様式第7号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合は、当該実績報告書の内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該実績報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第8条第2項の規定による承認をしたときは、当該承認された内容)及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認められるときは、交付すべき補助金額を確定し、銚田市飲食推進事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、当該補助事業が完了する前においても売り上げに応じた補助金額が交付決定金額に達するまで、随時提出することができるものとする。ただし、当該補助事業が完了する前に提出する請求書には第9条第2項に掲げる書類を添付し、請求金額の明細が分かるようにして、市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この告示に基づく申請、請求、報告等に虚偽の事項があったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(調査)

第13条 市長は必要があると認めるときは補助事業者に対し必要な報告を求め、又は調査をすることができる。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間とする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月10日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

銚田市長

所在地

事業所名

㊟

代表者名

銚田市飲食推進事業補助金交付申請書

銚田市飲食推進事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円

- ※添付書類
- ・登録申込書(様式第 2 号)
  - ・飲食物のメニュー表
  - ・営業の許可を受けていることを証する書類(写し)

## 登 録 申 込 書

次のとおり、銚田市飲食推進事業への登録を申し込みます。

また、当事業への登録申込において、銚田市長が市税等の課税状況及び納付(納入)状況について確認することに同意します。

年 月 日

フリガナ		
事業所名	TEL      -      -      /E-mail	
代表者名	⑩	
所在地	〒      -	
営業時間	昼(平日)	昼(土日祝)
	夜(平日)	夜(土日祝)
	その他	
定休日		
備 考		

様

銚田市長



銚田市飲食推進事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、銚田市飲食推進事業補助金について交付・不交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 交付の条件
  - (1) 事業計画を変更又は中止若しくは廃止する場合には、市長の承認を受けること。
  - (2) 補助事業の遂行が困難となった場合には速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
  - (3) 銚田市補助金等交付規則及び銚田市飲食推進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- 3 不交付の理由

年 月 日

銚田市長

住 所  
団 体 名  
代表者の職名及び氏名  
電 話

㊟

銚田市飲食推進事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた銚田市飲食推進事業補助事業を下記のとおり変更・中止・廃止したいので、銚田市飲食推進事業補助金交付要綱第8条により申請します。

記

1 変更・中止・廃止の理由

---

---

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 補助金の交付決定額

\_\_\_\_\_ 円

補助金の交付変更申請額

\_\_\_\_\_ 円



様式第5号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

様

銚田市長



銚田市飲食推進事業変更・中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで変更・中止・廃止申請のあった、銚田市飲食推進事業について承認することに決定しましたので通知します。

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

銚田市長

住 所  
団 体 名  
代表者の職名及び氏名  
電 話

㊟

銚田市飲食推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた銚田市飲食推進事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業名 銚田市飲食推進事業
- 2 補助金交付決定額
- 3 補助金実績報告額
- 4 添付書類
  - (1) 売上台帳(様式第7号)
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの  
(銚田市から別途依頼した場合のみご提出ください。)

店舗名: \_\_\_\_\_

売上台帳(店舗飲食)

※飲食者記入欄

	飲食者サイン (代表の方)	日付	飲食代金(税込)	補助額 飲食代金×1/2 ※100円未満切捨て ※1会計最大5,000円	事務局 チェック欄
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
			補助額合計		

様式第8号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

様

銚田市長



銚田市飲食推進事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった銚田市飲食推進事業については、銚田市  
飲食推進事業補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり補助金等の額を確定したの  
で通知する。

記

- 1 補助事業等の名称 銚田市飲食推進事業
- 2 補助金等の確定額

# 請 求 書

							円
--	--	--	--	--	--	--	---

但し、銚田市飲食推進事業補助金として

年 月 日

銚田市長

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 名

印

振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・その他	本店 支店
	口座番号	普通・当座	
	ふりがな		
	名義人		